

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日と翌日
がと翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険薬剤師の登録
結核予防法による指定医療機関とされたもの

土地改良事業の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除

土地収用法による土地の立入り

開発行為に関する工事の完了

廃川敷地の生成

◇ 公安告示

道路交通法による医師の指定

◇ 公 告

狩猟免許試験の実施

◇ 正 誤

昭和六十年六月鳥取県告示第六百三十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 本 典 子	鳥薬第五七八号	昭和六十年六月十三日
中 嶋 良 子	鳥薬第五七九号	〃

鳥取県告示第七百六号

次の医療機関は、昭和六十年四月一日において知事の指定に係る指定医療機関とされたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地
日本たばこ産業株式会社 米子工場診療所	米子市上福原一三八三
日本たばこ産業株式会社 米子原料工場医務室	米子市夜見町一六九四―一
日本電信電話株式会社 米子健康管理所	米子市角盤町一丁目七六
鳥取健康管理所	鳥取市寺町五〇

鳥取県告示第七百七号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業俣野（田代前農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和六十年七月三日から二十日間

より告示する。

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開参 二六の二三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に

米子市二本木字四丁目

三 開発許可を受けない旨の指示及び署名

二 縦覧に供する期間
昭和六十年七月三日から二十日間

より告示する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

浦富変電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美郡岩美町大字新井、大字河崎、大字恩志及び大字上河崎地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十年七月二日から昭和六十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第七百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十七日 鳥取県指令受都計第二百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一号の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に

米子市二本木字四反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木三三二

松井美樹

鳥取県告示第七百十一号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年七月二日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字米岡字大新田下分四一五内第三地先及び同字四一六

― 三 地先

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、一四二・八八平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第四項（同法第百七条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する医師を次のとおり指定した。

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号（道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定について）は、昭和六十年七月一日限り廃止する。

昭和六十年七月二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 精神病者、精神薄弱者、てんかん病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤（覚醒剤）の中毒者に係る診断を行う医師

医師の氏名	診療科名	勤 務 先	勤務先の所在地
松林 実	精神科	鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇
柏木 徹	精神科 経科	国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三二丁目三〇一
田中 潔	"	医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三
近藤 務	"	皆生病院	米子市西福原一五九八の七
生駒 尚秋	"	鳥取大学医学部附属病	米子市西町三六の一

二 目が見えない者に係る診断を行う医師

医師の氏名	診療科名	勤 務 先	勤務先の所在地
挾間 秀文	"	鳥取大学医学部附属病院	西町三六の一
船越 士朗	"	医療法人養和会広江病院	上後藤三二
松本 久	"	医療法人勤誠会米子病院	日原三一九の一
永見 實	精神科	永見医院	久米町二八四の二
小松原孝介	"	西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七

三 耳がきこえない者又は口がきけない者に係る診断を行う医師

医師の氏名	診療科名	勤 務 先	勤務先の所在地
野島鉄之助	"	医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四
岡本 孝夫	"	鳥取県立中央病院	江津七三〇
藤永 豊	"	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一

医師の氏名	診療科名	勤 務 先	勤務先の所在地
岡田不二雄	耳鼻いん こう科	耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二
太田原舜一	"	鳥取県立中央病院	江津七三〇
上田 博昭	"	上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町一丁目一九八

近藤 務	皆生病院	米子市西福原一五九八の七
------	------	--------------

生駒 尚秋	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一
-------	-------------	-----------

四 両上肢をひじ関節以上で欠き、若しくは両上肢の用を全く廃した者（下肢のいずれかをリスフラン関節以上で欠き、又は下肢の三大関節のいずれかの用を廃した者に限る。）、下肢若しくは体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない者又はハンドルの他の装置を随意に操作することができない者に係る診断を行う医師

医師の氏名	診療科名	勤 務 先	勤務先の所在地
岡 迪夫	整形外科	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七
北岡 宇一	"	鳥取県立中央病院	" 江津七三〇
清水 正章	"	医療法人共済会清水病院	倉吉市富川町一二九
高島 義顕	"	医療法人育生会高島病院	米子市西町六

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第32号。以下「法」といふ。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。
昭和60年7月2日

上田 博昭	上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町二丁目一九
-------	-----------	-------------

鳥取県知事 西 尾 四 次

実施期日等	実施期日	時 間	試 験 場 所
1 受験対象者 鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者	昭和60年8月20日（火）	9時30分から	鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館第1会議室
2 実施期日等	昭和60年8月23日（金）	"	米子市概町一丁目160 西部総合事務所講堂
	昭和60年9月20日（金）	"	倉吉市東藏城町2 中部総合事務所第6 会議室

(注) 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

- 3 試験科目
 - (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
 - (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）
 - (3) 技能試験（猟具の取扱ひ、距離の目測及び鳥獣の判別）
- 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

 - (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及

び撮影年月日を記載したものを 1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料

2,800円(受験の日には狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,000円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業課にお問い合わせること。

正 誤

昭和六十年六月鳥取県告示第六百三十八号(保安林の指定の解除予定に

ついで)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
八 下 十 昭和六十年四月四日 昭和六十年六月四日

鳥取県公報

発行所
鳥取県庁

鳥取県知事 西 尾 邑 次